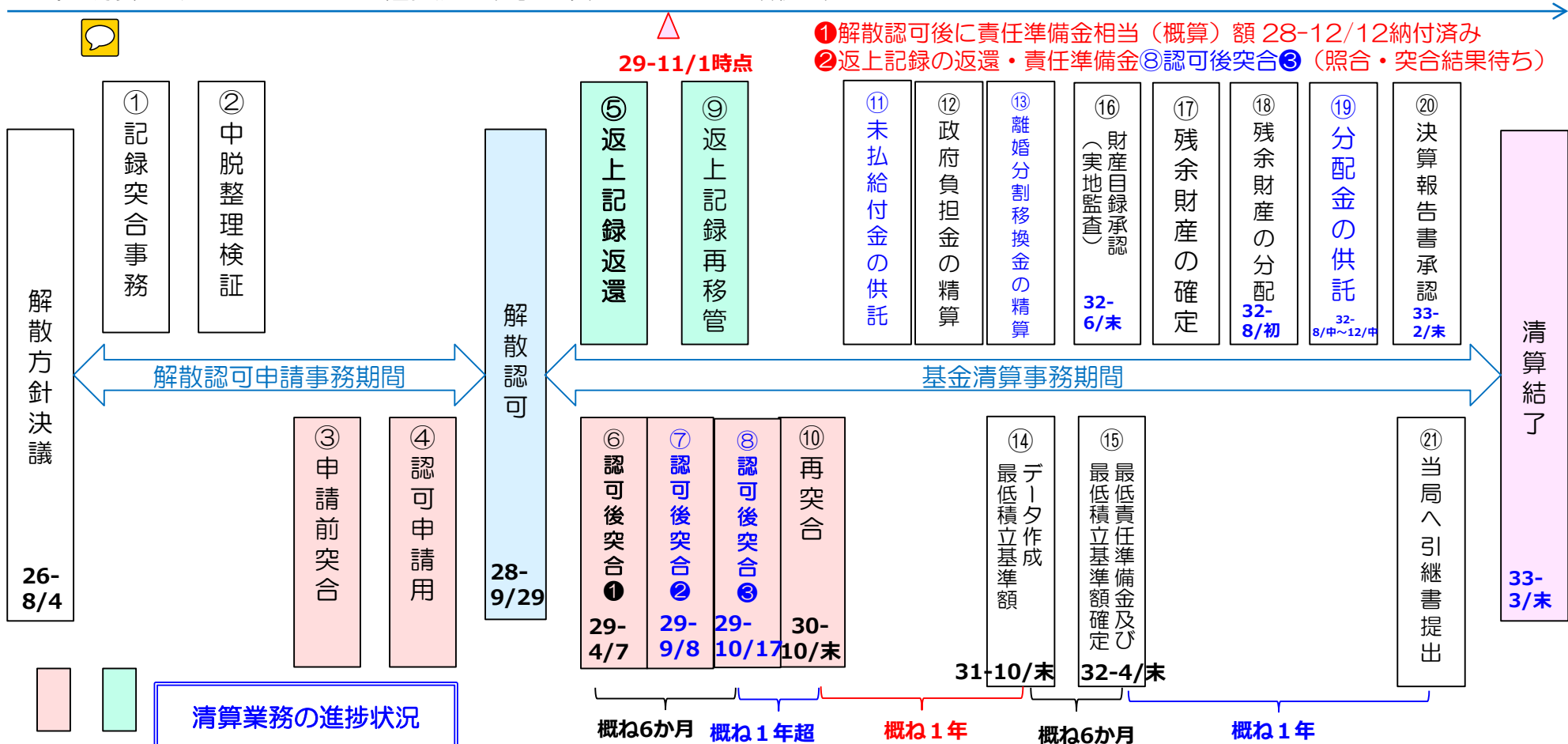


2. 清算スケジュールの日程変更（見込み）について（報告）



- ①解散認可後に責任準備金相当（概算）額 28-12/12納付済み
- ②返上記録の返還・責任準備金⑧認可後突合③（照合・突合結果待ち）

最低責任準備金様式第3号データ

返上記録4号データ

⑤返上記録返還

返上記録返還については、ほぼ完了している状態であるが、返上記録返還対象者が追加で発生した場合を考慮して（返上記録返還完了後の追加返還は、手続きが複雑になるため）返上記録返還完了をあえて保留している状態。

なお、この保留が年金受給に影響を及ぼすことはありません。

⑧認可後突合③

「認可後突合①」の突合結果については、突合相手（国、連合会）のデータが理論値であったり、情報の共有不足から、本来は不突合とされないはずの記録も不突合とされ、大量の不突合（約2万レコード、約6,000人）が発生している状態。さらに、内容に関わらず、全ての不突合の調査、修正及び証拠書類の収集は基金に押し付けられている状態である。

「認可後突合②」となる最低責任準備金の基礎データの本突合については、本来不突合にならないはずの記録を中心に調査及び修正を行い、システム会社及び業務委託機関において、基礎データを作成のうえ、そのデータを提出。これにより不突合が大幅に減少した（約7千レコード、約3,370人）。

「認可後突合③」については、主に再突合に向けての基盤作りのための調査及び修正を実行。その結果については1か月程度かかる見込み。なお、これまでの本突合により、本来発生しない不突合については、ほぼ修正が完了したと思われる。

残った不突合については、国、連合会、基金の記録が完全に不一致となっており、これらについては、再突合を行うことでしか不一致を解消させることが出来ない。ただし、再突合を行うにあたっては、証拠書類を添付する必要があるものが多く、調査及び修正が難航する可能性が高い。

なお、この再突合を繰り返すことによって、全ての記録を一致させていく。